

神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年3月29日

神戸市長

矢田 五郎

神戸市条例第75号

神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第45条第1項の規定等に基づき、児童福祉施設（保育所等（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(保育所等に配置する従業者及びその員数に関する基準)

第2条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は、次条及び第4条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に定める基準（保育所等に係るものに限る。）に定めるところによる。

(保育所等の長に関する基準)

第3条 助産施設の長、乳児院の長、母子生活支援施設の長、保育所の長、児童厚生施設の長、児童養護施設の長、児童自立支援施設の長及び児童家庭支援センターの長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第9条において同じ。）であってはならない。

(保育所の職員に関する基準)

第4条 第2条の規定に基づき基準省令第33条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「及び調理員」とあるのは、「及び調理員（そのうち少なくとも

も1人は、栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員とする。）」とする。

2 第2条の規定に基づき基準省令第33条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。」とあるのは、「とし、**さらにこの基準に基づき置かれる保育士に加えて1人以上の保育士を保育所に配置しなければならない。**」とする。

(保育所等に係る居室及び病室の床面積その他保育所等の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの)

第5条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第2号に係るものに限る。)は、医務室に関して第8条に定めるもののほか、基準省令第1条第1項第2号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所等の運営に関する事項であって、児童等の適切な処遇の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの)

第6条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第3号に係るものに限る。)は、基準省令第1条第1項第3号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所等に係る法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第7条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条に規定するもののほか、基準省令第1条第1項第4号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所の設備の基準)

第8条 第5条から前条までの規定に基づき基準省令第32条第5号の規定を適用する場合においては、同号中「屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第94条第2項において同じ。)、調理室及び便所を設けること」とあるのは、「屋外遊戯場、医務室、調理室及び便所を設けること。ただし、屋外遊戯場にあつては、市長が特に認める場合は、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所をもってこれに代えることができる

(次号及び第94条第2項において同じ。)」とする。

(保育所等の設置の認可に係る基準)

第9条 法第35条第4項の規定に基づき保育所等の設置を行う者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

(保育所等の設備及び運営に係る水準の向上)

第10条 保育所等の設置を行う者は、法第45条第3項の規定に基づきこの条例で定める基準を遵守するほか、保育所等の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定